

社援保発 0608 第 3 号
平成 3 0 年 6 月 8 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活保護法の一部改正による生活保護法第 29 条第 2 項の創設に伴う同条第 1 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」の一部改正について（通知）

生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 72 号）については、本日公布されたところである。

これに伴い、「生活保護法の一部改正による生活保護法第 29 条第 2 項の創設に伴う同条第 1 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成 26 年 6 月 30 日社援保発 0630 第 1 号）の一部を別紙のとおり改正し、平成 30 年 6 月 8 日から適用することとしたので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

新旧対照表

「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成26年6月30日社援保発0630第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正後						現行					
第1～第5 (略)						第1～第5 (略)					
【別紙】 (略)						【別紙】 (略)					
調査項目に係る根拠法		調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関等が提供する情報	調査項目に係る根拠法		調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関等が提供する情報
【資産の状況に関するもの】 (略)						【資産の状況に関するもの】 (略)					
【収入の状況に関するもの】						【収入の状況に関するもの】					
1～52	(略)					1～52	(略)				
53	生活保護法	進学準備給付金	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
54～94	(略)					53～93	(略)				
【その他】 (略)						【その他】 (略)					
(以下、略)						(以下、略)					